

大阪、昭59不22、昭59.10.4

命 令 書

申立人 全国一般労働組合大阪府本部

被申立人 有限会社大藤つり具

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合員A1、同A2及び同A3の解雇理由について、申立人と誠意をもって速やかに団体交渉を行わなければならない。
- 2 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

昭和 年 月 日

全国一般労働組合大阪府本部

執行委員長 A4 殿

有限会社大藤つり具

代表取締役 B1

当社は、貴組合から再三申入れのあった貴組合員A1氏、同A2氏及び同A3氏の解雇理由についての団体交渉を拒否しましたが、この行為は、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人有限会社大藤つり具（以下「会社」という）は、肩書地に本社を置き、魚つり用具の卸・小売を業とする会社であり、その従業員は、本件審問終結時約35名である。
- (2) 申立人全国一般労働組合大阪府本部（以下「組合」という）は、大阪府下の中小企業の労働者で組織されている労働組合で、その組合員は、本件審問終結時約5,100名である。

なお、組合の下部組織として、会社の従業員である組合員により、昭和54年9月に結成された大藤つり具分会（以下「分会」という）があり、その分会員は本件審問終結時約10名である。

2 団体交渉の経緯について

- (1) 昭和59年2月27日、会社は当時の分会書記長A1（以下「A1」という）を、突如、懲戒解雇した。
- (2) 翌28日、組合は、会社に、A1の解雇理由の説明を求める団体交渉の開催を申し入れた。これに対し会社は、「A1が会社の商品を持ち出して領得したためである」と説明するのみであった。
- (3) 4月28日、会社は、元分会長のA2（以下「A2」という）及び分会会計のA3（以

下「A3」という)を懲戒解雇した。解雇理由は、A1に対する場合と同様「会社商品
を領得した」ということであった。

- (4) 5月1日、組合は、会社に対して、A1、A2及びA3(以下この3名を「A1ら」という)の解雇理由の説明を求める団体交渉(以下「本件に係る団体交渉」という)を申し入れた。しかし、会社は、「窃盗グループとは団体交渉をしない」と述べて、この申入れを拒否した。
- (5) その後、組合からの本件に係る団体交渉の要求に対し、会社は、「5月8日に団体交渉に応じたい」旨、回答した。
- (6) 5月8日、会社からは、会社の代表取締役B1(以下「B1社長」という)らが、組合からは組合書記長A5(以下「A5書記長」という)らが、それぞれ出席して、本件に係る団体交渉が、大阪コクサイホテル喫茶室において、約1時間にわたって行われた。
その席上において、A5書記長らは、B1社長に対し、A1らの解雇理由の具体的内容の説明及びその証拠書類の提示を要求したが、B1社長は、A1についての告訴状の写し等を示し、「A1らが会社の商品を持ち出して領得したことはまちがいない」と述べるのみで、組合の質問に対し、具体的な説明をしなかった。
その際、組合の証拠提示の強い要求に対して、B1社長は、近々、証拠書類を提示することを約束した。
- (7) 5月11日、A5書記長が会社に電話し、5月8日に要求した証拠書類の提示及び本件に係る団体交渉を再度要求したところ、会社は、「会社商品を領得していながら盗んでいないとうそをつくような人間には見せない」等と述べて、いずれの要求をも拒否した。
- (8) その後、本件審問終結時に至るまで、組合は本件に係る団体交渉を再三申し入れているが、会社は、この申入れを拒否している。

第2 判断

1 当事者の主張要旨

組合は、会社に対し、A1らの懲戒解雇の理由等について団体交渉を要求したが、会社は十分な説明を行うことなく、団体交渉を拒否していると主張する。

これに対して会社は、「5月8日に、組合と団体交渉を行っており、したがって団体交渉を拒否したことはない」旨の答弁書を当委員会に提出したのみで、調査及び審問には出頭しなかった。

2 不当労働行為の成否

会社は、5月8日に本件に係る団体交渉を行ったと主張するが、前記認定2(6)のとおり、5月8日の団体交渉においては、会社が単にA1についての告訴状の写し等を示すのみであって、A1らの解雇理由について、その根拠となる具体的な説明を何ら行わなかった。

さらに、5月11日以降においては、前記認定2(7)ないし(8)のとおり、組合が会社に対して本件に係る団体交渉を再三申し入れているにもかかわらず、会社がこれに応じていないこと、また5月8日の団体交渉の席上で約束した解雇理由に関する証拠書類を組合に提示することもしていないことが認められる。

以上の事実からして、会社は、A1らの解雇理由について、正当な理由なくして、団体交渉に応ずべき義務を果たさなかったものと判断せざるを得ないのであって、かかる会社の行為は労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

3 その他

申立人は、会社に対し、謝罪文の掲示を求めるが、主文の救済によって十分救済の実を果たし得ると考えられるので、その必要は認めない。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和59年10月4日

大阪府地方労働委員会

会長 後 岡 弘